

(別紙)

## 社会福祉団体助成金交付基準

組織構成	君津市のみ	君津市を含む2市以上			
活動拠点 ※	君津市	君津市		君津市以外	
会員数	10人以上			20人以上	
会員構成 (君津市会員比率)		50%以上	50%未満	50%以上	50%未満
助成金額(上限)	50,000円	50,000円	40,000円	40,000円	30,000円

※ 活動拠点・・・事務局の所在地、定例会議や主要事業の開催場所等

- 1 各社会福祉団体からの助成金申請額総額が当該年度における君津市社会福祉協議会の予算額を超過した場合は、次の計算方法により予算の範囲内で助成する。

予算額÷申請額総額=A (小数点第二位を四捨五入)

A×申請額=交付決定額

- 2 この助成金は、社会福祉の向上を図ることを目的とし、主に君津市内で活動する当事者及びその家族等が構成する団体を対象とする。

ただし、団体の活動内容が次のいずれかに該当するときは、助成対象から除くものとする。

- (1) 営利を目的とする活動
- (2) 政治活動、宗教活動を目的とする活動

- 3 君津市社会福祉協議会から新たに助成金の交付を受けようとする団体は、所定の申請書に加え次の書類等を提出するものとする。

- (1) 会則又は規約
- (2) 会員名簿
- (3) 団体の活動を紹介するパンフレット等

令和2年11月25日一部改正